

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年3月25日

【事業年度】 第16期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

【英訳名】 NTT DoCoMo, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 村 維 夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 (03)5156—1111

【事務連絡者氏名】 総務部株式担当部長 飯 野 達 哉

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 (03)5156—1111

【事務連絡者氏名】 総務部株式担当部長 飯 野 達 哉

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出事由】

平成19年6月20日に提出いたしました第16期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

<訂正前>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方（省略）

(1)～(3)（省略）

(4)株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

①～②（省略）

(5)～(12)（省略）

<訂正後>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方（省略）

(1)～(3)（省略）

(4)株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

①～②（省略）

③ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(5)～(12)（省略）